

### 新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

以下の情報は、8月1日時点のものです

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**来所相談は行っていません**。ご理解・ご協力をお願いします。

#### 一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出たときの対応など

#### 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

**フリーダイヤル ☎0120-565-653**

午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

\*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

#### 都「新型コロナ・オミクロン株コールセンター」

日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語、ポルトガル語など12か国語での相談可

**ナビダイヤル ☎0570-550-571**

午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

**聴覚障害のある方 ▶ FAX5388-1396** 

**[問合せ] 保健予防課感染症係 ☎5608-6191**

\*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照

#### 発熱などの症状がある方の相談先

##### かかりつけ医がいる場合

**必ず電話で**日頃受診している医療機関にご相談ください。

##### かかりつけ医がいない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

#### 東京都発熱相談センター

**☎5320-4592**または**☎6258-5780**

24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

#### 墨田区発熱・コロナ相談センター ☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

\*新型コロナウイルス感染症による不安やストレスなどについても相談可 \*混雑時は電話がつながりにくい場合あり \*診察が可能な区内の医療機関の一覧は都ホームページで閲覧可

#### 後遺症にお悩みの方の相談先

電話の際に、「**後遺症の相談**」とお伝えください。

#### 墨田区後遺症相談センター ☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

### 新型コロナワクチン 4回目接種対象者の拡大

新型コロナワクチン4回目接種の対象者が、医療従事者・高齢者施設従事者等に拡大されました。

**[接種対象者]**3回目接種後5か月が経過している▶60歳以上の方 ▶18歳～59歳の方で、基礎疾患を有する方や、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高いと医師が認める方 ▶重症化リスクが高い多くの方々にサービスを提供する医療機関や高齢者施設、障害者施設等の従事者**[予約方法]**事前に墨田区コロナワクチン接種問い合わせダイヤル(コールセンター)☎0120-714-587へ \*受け付けは午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む) \*墨田区専用予約システムからも申込可 \*詳細は区ホームページを参照



#### 申請期間は8月31日まで!

新型コロナウイルス感染症の影響により生活資金にお困りの方へ

### 「福祉資金 緊急小口資金」「総合支援資金 生活支援費」特例貸付け

「福祉資金 緊急小口資金」「総合支援資金 生活支援費」の特例貸付けを、**8月31日まで**行っています。なお、**原則、郵送での受け付け**です。

#### ■福祉資金 緊急小口資金


**[対象]**休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付けを必要とする世帯**[貸付上限額]**20万円以内**[利子]**無利子**[償還期間]**2年以内(均等月賦償還)

#### ■総合支援資金 生活支援費

**[対象]**失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯**[貸付上限額]**▶単身世帯=月額15万円以内 ▶2人以上世帯=月額20万円以内**[利子]**無利子**[貸付期間]**3か月以内**[償還期間]**10年以内(均等月賦償還)

**[申込み]**墨田区社会福祉協議会 ☎3614-3902 (〒131-0032 東向島2-17-14)


\*月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

\*必要書類や制度の詳細は、区および墨田区社会福祉協議会のホームページを参照 

#### 受給を終了した方の再申請期限は8月31日まで!

### 住居確保給付金

離職者等で就業意欲がある方のうち、住居を失った、または失いかねない方に一定期間、求職活動を条件として家賃相当額(上限あり)を支給します。**受給を終了した方の再申請の期限は、8月31日までです**。なお、解雇された方で対象となる方は、今回の期限が過ぎても再申請できます。詳細は電話でお問い合わせください。


**[対象]**申請日において▶離職・廃業から2年以内の方 ▶個人の責に帰すべき理由や都合によらない勤務時間、就労機会の減少により、収入が減少した方 \*そのほか収入、資産等の要件あり**[支給期間]**原則3か月(最長9か月まで延長可) \*要件等の制度の詳細や必要書類は、問い合わせるか、区ホームページを参照 

**[問合せ]**くらし・しごと相談室すみだ(区役所3階・生活福祉課受け付け窓口) ☎5608-6289

#### 申請期限は8月31日(消印有効)まで!

### 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮し、**緊急小口資金等の特例貸付けを終了等により利用できない世帯**へ、就労による自立を図るため、また、円滑に生活保護の受給につなげるため、一定期間支援金を給付します。また、本支援金の受給を終了した方の再申請を受け付けます。**申請期限はいずれも8月31日(消印有効)です**。

**[対象]**社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付けを終了等により、これ以上利用できない世帯の主たる生計維持者 \*そのほか収入、資産、求職活動などの要件あり \*求職活動要件は当面の間緩和**[月額支給額]**▶単身世帯=6万円 ▶2人世帯=8万円 ▶3人以上世帯=10万円**[支給期間]**初回・再支給いずれも最大3か月間 \*申請方法や必要書類等の詳細は区ホームページを参照 

**[問合せ]**墨田区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金担当 ☎5608-1254

## お盆休み期間中(8月11日～16日)の区内病院の外来・発熱外来診療体制など

### ■発熱等の症状が生じたら

発熱や風邪症状が生じた場合、まずはかかりつけ医に相談してください。かかりつけ医が休診、またはかかりつけ医がいない場合は、**発熱外来を行っている近くの医療機関に電話で問合せのうえ**、医療機関の指示に従って受診してください。発熱外来の診療時間や受診方法等は医療機関によって異なります。相談する医療機関に迷う場合は、東京都発熱相談センター☎5320-4592または☎6258-5780にご相談ください。

### ■区内病院の外来・発熱外来診療体制

医療機関名	ところ・電話番号	8月11日(祝)	8月12日(金)	8月13日(土)	8月14日(日)	8月15日(月)	8月16日(火)
同愛記念病院	横綱2-1-11 ☎3625-6381	休診日	休診日	休診日	休診日	発熱外来のみ(午前9時～午後1時)	発熱外来のみ(午前9時～午後1時)
東京曳舟病院	東向島2-27-1 ☎5655-1120		外来・発熱外来診療日	外来・発熱外来診療日		外来・発熱外来診療日	
山田記念病院	石原2-20-1 ☎3624-1151						
中村病院	八広2-1-1 ☎3612-7131						
東京都済生会向島病院	八広1-5-10 ☎3610-3651						
墨田中央病院	京島3-67-1 ☎3617-1414						
賛育会病院	太平3-20-2 ☎3622-9191						
墨田区休日応急診療所	向島3-36-7 ☎5608-3700	外来・発熱外来診療日	臨時診療日(小児発熱外来のみ)	臨時診療日(小児発熱外来のみ)	外来・発熱外来診療日	臨時診療日(小児発熱外来のみ)	休診日

① 診療時間、受診方法、外来診療科目等は、各病院にお問い合わせください。なお、急患対応は、各病院とも通常どおり行っています(墨田区休日応急診療所を除く)。

② このほかの区内診療所の診療状況は、都医療機関案内サービス「ひまわり」☎5272-0303・FAX5285-8080等でご確認ください。

## ご注意ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります。また、日程により、閉館や利用の縮小をしている施設等もあります。最新情報は各申込先・問合せ先へご確認ください。

一部の地域で変更されます  
避難場所

地震火災から住民の生命を守るため、火災が鎮火するまで待機する都が指定している避難場所が、9月から変更されます。新たに追加した避難場所の地域の皆さんには、9月以降に避難場所を掲載した防災マップを配付しますので、ご確認ください。



## ■新たに追加した避難場所

曳舟駅周辺一帯、JT(日本たばこ産業株式会社)周辺一帯

## ■面積が削減された避難場所

荒川・四ツ木橋緑地

## ■名称を変更した避難場所

- ▶変更前=墨田区役所・隅田公園自由広場一帯
- ▶変更後=墨田区役所・隅田公園広場一帯

【問合せ】防災課防災係 ☎5608-6206

\*詳細は東京都都市整備局のホームページを参照

お困りの方は相談ください  
住まいのネズミ対策

住まいに侵入するネズミの防除策の案内や、ネズミの毒餌の配布および使用方法の説明をしています。ぜひ、ご利用ください。

【対象】区内在住の方【費用】無料【問合せ】生活衛生課生活環境係(区役所5階) ☎5608-6939 \*電話でも相談可 \*毒餌は窓口での相談時のみの配布

ぜひ、登録してください  
すみだ安全・安心メール

すみだ安全・安心メールは、スマートフォンやパソコン等に、区内で発生した気象・地震等の災害情報や、犯罪・不審者等の防犯情報などをEメールで配信するものです。自分自身や家族の安全対策としてご利用ください。受信を希望する方は、下記の方法で登録をお願いします。

【費用】無料【登録方法】空メールを ☎s.sumida-city@raidan2.ktaiwork.jp へ送信【問合せ】安全支援課安全支援・空き家対策係 ☎5608-6199 \*詳細は区ホームページを参照

誰もが心を通わず暮らしやすいまちへ  
広い駐車スペースを必要とする方がいます

車いすを使用している方などが車を乗降するとき、幅の広い駐車スペースが必要です。必要な方がいつでも利用できるよう、障害者用駐車場を空けておきましょう。

【問合せ】障害者福祉課庶務係 ☎5608-6466・FAX5608-6423

無料時間が変わります  
錦糸町駅周辺の特定自転車  
駐車場

錦糸町駅周辺における自転車駐車場の利用状況の平準化を図るため、9月1日から錦糸町駅周辺の区営時間貸し自転車駐車場(第3種特定自転車駐車場)の無料時間が、入庫後2時間から1時間になります。

一方で、錦糸町駅北口地下・南口地下自転車駐車場(第2種特定自転車駐車場)の当日利用が、入庫後2時間無料になります。ぜひ、ご利用ください。  
【問合せ】土木管理課交通安全担当 ☎5608-6203

今年度も郵送での手続です  
東京都シルバーパスの更新  
手続

東京都シルバーパスの今年度の更新手続は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送で行います。お持ちの方には、8月中旬に一般社団法人東京バス協会から赤色または青色の封筒で「シルバーパス更新手続のご案内」が届きます。更新を希望する方は、届いた案内を確認のうえ、手続をお願いします。

【問合せ】▶一般社団法人東京バス協会・シルバーパス専用電話 ☎5308-6950 \*受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く) ▶高齢者福祉課支援係 ☎5608-6168

無料で配布しています  
墨田区私立幼稚園案内

区内の各私立幼稚園の特色等を紹介する「墨田区私立幼稚園案内」を無料で配布しています。  
【配布場所】子ども施設課(区役所4階)、区民情報コーナー(区役所1階)、各出張所・図書館・児童館・コミュニティ会館・保健センター・子育てひろば、社会福祉会館(東墨田2-7-1)、すみだ女性センター(押上2-12-7-111)、子育て支援総合センター(京島1-35-9-103)  
【問合せ】子ども施設課保育係 ☎5608-1583

ご意見を募集します  
令和4年度行政評価

令和4年度行政評価結果について、区民の皆さんからご意見を募集します。

【対象】区内在住在勤在学の方【募集期間】8月31日まで【応募方法】専用サイトから回答【問合せ】行政経営担当 ☎5608-6230

ふるさと納税ですみだを元気に  
すみだの夢応援助成事業

「すみだの夢応援助成事業」は、助成を受けた団体が活動内容や寄付金の目標額をインターネットに掲載して寄付を募り、共感した方がその活動への寄付として、使途を指定してふるさと納税ができるものです。

現在、令和4年度の対象事業となった5団体が寄付を募っています。皆さんの温かい支援をお願いします。

【寄付の方法】ふるさと納税専用サイト「ふるさとチョイス」から申込みのうえ、クレジットカード決済・マルチペイメント決済・納付書

のいずれかで支払い【問合せ】地域活動推進課まなび担当 ☎5608-6202 \*事業の詳細は区ホームページを参照

区内在住で新聞を購読していない方へ  
墨田区のお知らせ「すみだ」  
(区報)の戸別配付

墨田区のお知らせ「すみだ」(区報)は、主に新聞に折り込んで配布していますが、新聞を購読していない区内在住の方の自宅へ無料でお届けする戸別配付も行っています。なお、区施設や区内の駅、一部の信用金庫・コンビニエンスストア・スーパーマーケット等に設置のスタンドからも入手できます。

【申込み】随時、戸別配付申込書を直接または郵送、ファクス、Eメールで広報広聴担当(区役所6階) ☎5608-6223・FAX5608-6406・☎OSHIRASE@city.sumida.lg.jp へ \*申込書は申込先のほか、各出張所・図書館等の区施設で配布 \*区ホームページからも申込可【注意事項】▶1住戸につき、原則1部配付▶郵便ポスト等の確認のため、配達員が現地調査を実施する場合あり

視覚に障害のある方に発行しています  
墨田区のお知らせ「すみだ」  
(区報)点字版・録音版

区では、ボランティア団体にご協力いただき、視覚に障害のある方へ、本紙、墨田区のお知らせ「すみだ」(区報)の点字版と録音版(カセットテープ版、デジタイズ版)を発行しています。

いずれも、発行日の1日・11日・21日に、ご自宅へ無料で郵送しています。点字版・録音版を希望する場合は、お問い合わせください。

【問合せ】▶点字版=広報広聴担当(区役所6階) ☎5608-6223 ▶録音版=すみだ福祉保健センター(向島3-36-7) ☎5608-3711

## 熱中症を防ぐために「外せる場面」ではマスクを外しましょう!

【問合せ】保健計画課保健計画担当 ☎5608-6189

気温・湿度が高いときにマスクを着用すると、喉の渇きに気づきにくくなったり、体温が上がりやすくなったりするため、熱中症の危険性が高まります。屋外での運動時などはマスクを外しましょう。なお、マスクを外す場合も、手洗いなどの基本的な感染症対策を継続しましょう。

## 以下のような場面ではマスクを外しましょう

- ▶自宅の庭で花や植木に水やりをする
- ▶ペットの散歩をする
- ▶ウォーキングやランニング等、屋外で運動する
- ▶体育の授業や部活動等で運動する



新型コロナウイルス感染症予防の観点からマスクの着用が重要視されている中、「どのような場面ではマスクを外していいのかわかりにくくなっていることから、「マスクをはずせる場面」について、未就学児と小学生以上に分けて考え方が示されました。詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。

